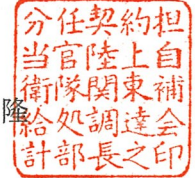

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆



一般競争入札の執行について、下記の通り公告する。

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 売払請求番号 | 航売第4-7号 |
| (2) 品名 | 鉄屑ほか3品目(対戦車ヘリコプターAH-1Sほか)
(解体条件付)(別紙第1のとおり) |
| (3) 規格等 | 品目内訳表のとおり |
| (4) 引渡場所 | 関東補給処航空部 茨城県土浦市右廻2410 |
| (5) 現品引渡完了
及び解体期限 | 代金納付の日から30日以内
(令和5年8月31日までに搬出) |

2 競争参加資格

令和04・05・06年度、全省庁統一資格の「物品の買受け」「A」、「B」又は「C」に格付の資格を保有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページ提示(掲載)する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施する。但し、コロナ感染症予防の為、売払物品の確認を希望する業者は公告日から令和5年4月21日の間、売払い請求部隊と個別調整の上、現地確認を実施することができる。

入札日時場所：令和5年5月16日(火)10時00分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方法及び契約方式

落札決定方式：総価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (2) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (3) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (4) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (5) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ

調達会計部契約課契約班 担当 大野

(電話029-842-1211 内線 2236、FAX029-842-1511)

売払の内容に関する問い合わせ

第1ロット：航空部 担当 豊田 (内線4309)

9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省としては原価計算システムの適正化を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

1 0 入札の方法

- (1) 競争は消費税込みの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の100分の110に相当する金額を記載する。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に入札日、売払請求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

1 1 落札決定方法

- (1) 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額とする。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年5月23日（火）10時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、売払請求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて、再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

1 2 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

1 3 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

1 4 契約書の作成

落札業者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

1 5 契約代金の納入

納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

品目内訳表

(単位:kg)

No.	材質・等級		航売第4-7号	重量合計	備考
	鉄屑	級外			
1		級外	13,203	13,203	鉄63% 鋼37%
2	アルミ屑	延べガラ	12,358	12,358	
3	混合屑	銅・その他	13,270	13,270	銅9.3% マグネシウム6.2% ステンレス5.8% チタニウム4.0% 鉛1.5% その他73.2%
4	未価値品	非金属	4,173	4,173	
	重量合計		43,004	43,004	

売払及び解体要領指定書	請 求 番 号	航売第 4 - 7 号
	請 求 年 月 日	令和5年3月27日
	作 成 部 隊	関東補給処航空部
	作 成 年 月	令和5年3月23日

1 適用範囲

この売払及び解体要領指定書は、陸上自衛隊関東補給処において保有する対戦車ヘリコプター（AH-1S）、輸送ヘリコプター（CH-47J）、小型観測ヘリコプター（OH-6）、多用途ヘリコプター（UH-1J）及びミサイル・ランチャー、ロケット・ランチャー等の航空器材の売払及びこれに伴う解体について規定する。

2 売払及び解体品名等

表1による。

表1 - 売払及び解体品目名等

番号	品 名	数量 (機・個)	1機(1個)分の寸法(m) 【概略値】		
			全長	全幅	全高
1	対戦車ヘリコプター (AH-1S)	5	13.60	3.28	3.10
2	輸送ヘリコプター (CH-47J)	3	15.50	3.60	5.80
3	小型観測ヘリコプター (OH-6D)	2	7.01	2.00	2.70
4	多用途ヘリコプター (UH-1J)	7	12.87	2.84	2.34
5	エンジン (OH-6D)	46	1.10	0.60	0.60
6	エンジン (AS332L)	3	2.12	0.75	0.80
7	コンテナ (OH-6D)	49	1.42	0.92	0.80
8	コンテナ (AS332L)	2	2.44	1.07	1.00
9	航空部品	1式	—	—	—

3 解体及び引渡場所

- (1) 霞ヶ浦駐屯地 航空部格納庫内（茨城県土浦市右廻2410）

(2) 解体場所への機体の移動は、官側で実施するものとする。

4 作業時間

平日の0900～1700を基準とし、あらかじめ監督官と日程調整を行うとともに、当日その時間を超える場合は、監督官と調整するものとする。

5 解体要領等

(1) 全般事項

官側が示す箇所を重機等の破壊器材等を用いて切断、破壊及び押し潰す等によって原形をとどめず、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

また機内・機外に装着された機能部品も、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

細部は入札説明会（以下「説明会」という。）にて示す。説明会に参加できない場合は別途調整により資料を配付することとする。

(2) 解体要領

解体要領及び解体例について付紙第1～第6に示す。細部は監督官の指示を受ける。

(3) 清掃

作業終了後、契約の相手方において解体及び引渡場所の清掃を行うものとする。清掃にあたっては、解体破片が残らないように実施するものとし、解体において附帯発生する廃棄物については、関連法令に基づいた適正な廃棄処分を行うものとする。ただし、官が必要とした場合に、産業廃棄物管理票（E票写し）を要求することができるものとする。

清掃終了後は、官側の点検を受けるものとする。

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に準じ実施する。

7 提出書類

表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	数量	提出先	提出時期	様式
1	作業工程表	1	監督官等	契約後速やかに	随意
2	作業員名簿	1			付紙第7のとおり
3	作業記録表	2		日々作業終了後	付紙第8のとおり
4	解体証明書	2		解体完了後速やかに	付紙第9のとおり
5	受領書	3		引渡し時	付紙第10のとおり

8 禁止事項

(1) この売払いは解体を条件とした航空機（搭載部品含む）を売買する事が目的であり、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用可能な状態で他者に売払うことを禁ずる。また、知り得た装備品の性能にかかわる情報を他者に公開及び提供を禁ずる。

(2) 駐屯地内において、許可された場所以外への無断立入及び撮影等を禁ずる。

(3) 作業時の火気及び電熱器具の使用を禁ずる。

9 注意事項

(1) 作業の注意事項

ア 契約の相手方は、必ず監督官の立会いの下、作業を実施するものとする。また当日の作業終了にあたり作業記録表に必要事項を記載し監督官の確認を受ける。

イ 解体作業時の騒音、振動及び破片の飛散を抑えるよう注意を払う。

ウ 作業は、契約の相手方の責任において行うものとし、作業中の事故（人身および物損）および官側の物件などに損傷を与えた場合は、契約の相手方が責任を負うものとする。

エ 機体及び部品から抜き取りえなかった燃料及び油脂類への引火に十分注意すること。

(2) 資材

ア 解体及び搬出並びに清掃に必要な資材は、契約の相手方が準備するものとする。

イ 数日にわたる解体により、使用する資材を作業現場に残置する場合は監督官と調整するものとする。また、残置する資材は最小限とするとともに、格納庫内の緊急搬出の妨げにならないよう配慮すること。（駐車位置は、官の指示に従うものとする）

この際、いかなる資材への損傷及び盗難についても官側は責任を負わないものとする。

(3) 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官の承認を得て官側の無償支援を受けることができるものとする。

ア 駐屯地施設の使用

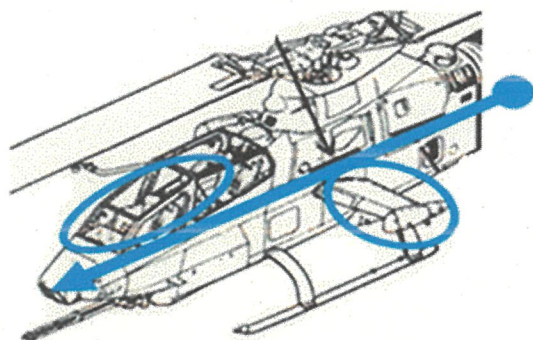
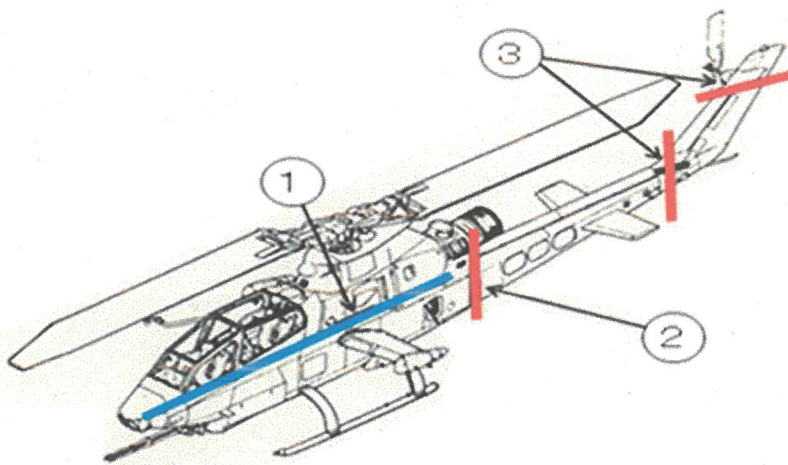
イ 作業に必要な電力、水の無償使用

ウ その他契約履行に必要な事項

(4) 疑義

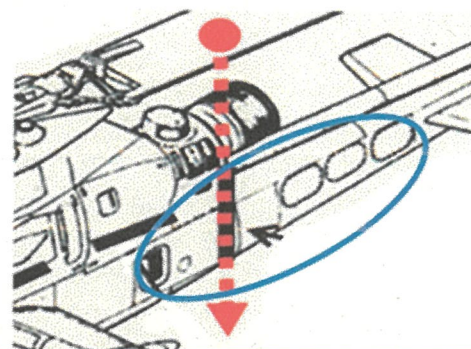
本契約の履行にあたり疑義が生じた場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

対戦車ヘリコプター (AH-1S) 機体解体要領



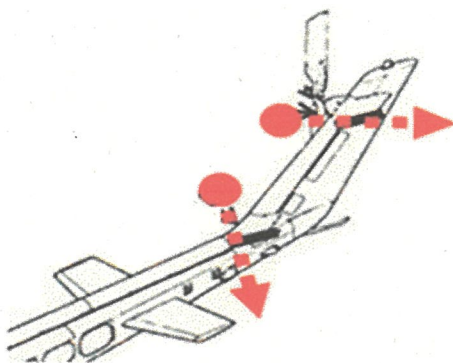
①

胴体中央、両翼、操縦室にかけて破壊する。操縦室は入念に破壊する。



②

胴体を切断（分割）し、胴体内部に電装品が装着されていた場合は、電装品を破壊する。



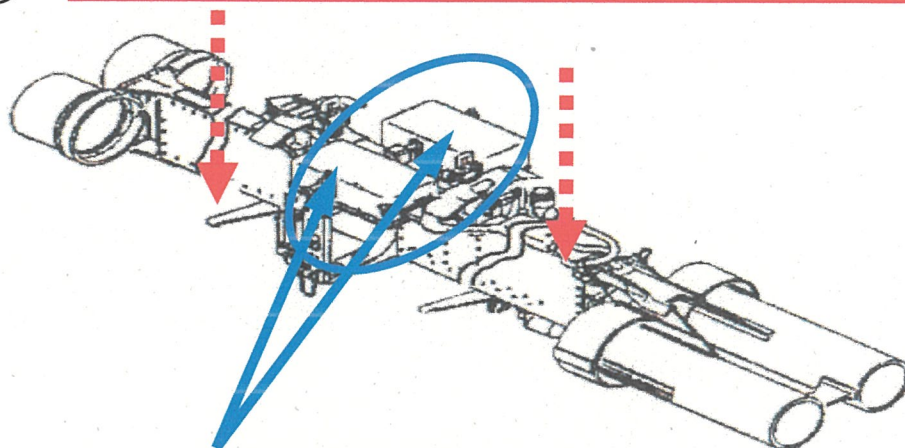
③

ギア・ボックス取付部を切断
ギア・ボックスが装着されていた場合は、ギア・ボックスを破壊

示された位置で機体を切断または破壊し、売却物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また抽出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

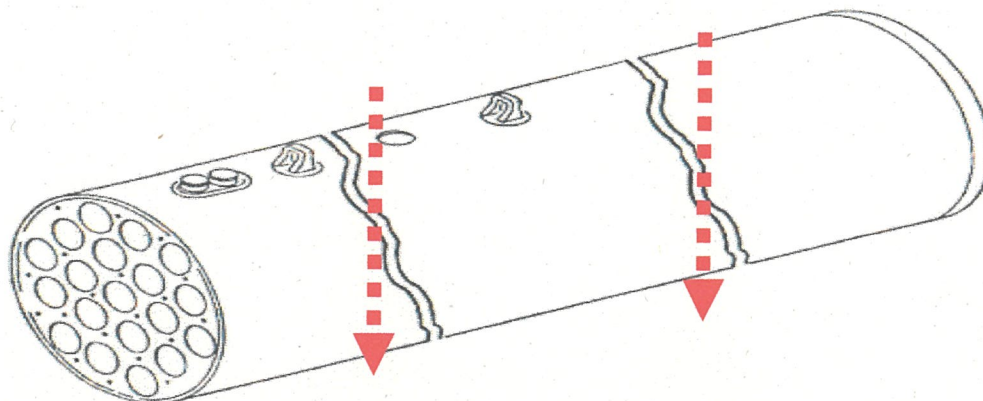
ミサイル・ランチャー、ロケット・ランチャー及び機関砲解体要領

① ミサイル・ランチャー本体を2ヶ所切断し3分割する

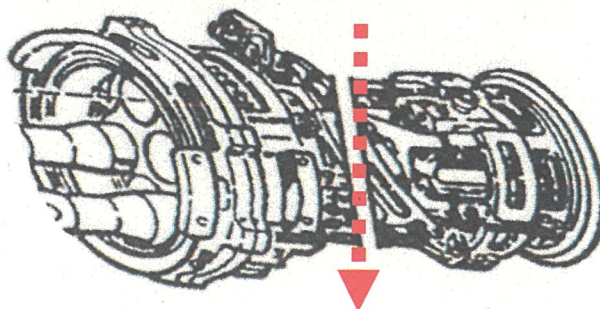


② 内部の部品を破壊

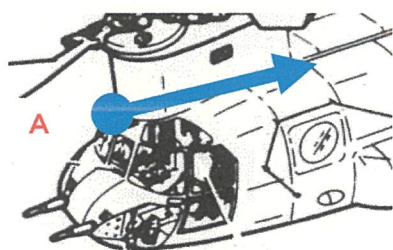
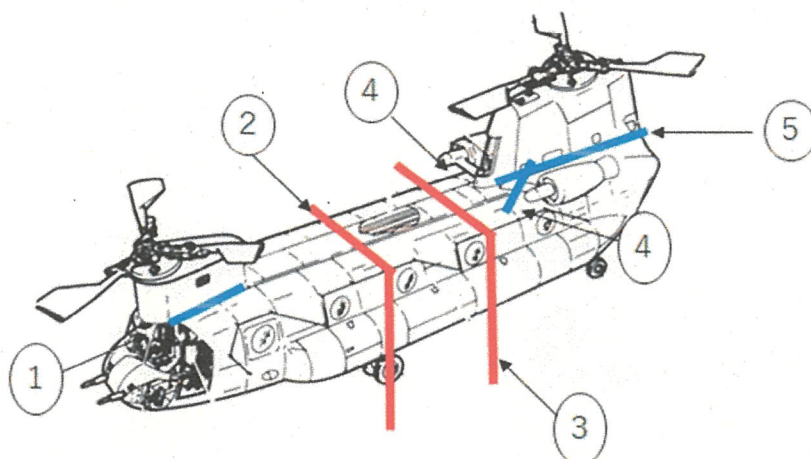
③ ロケット・ランチャー本体を2ヶ所切断し3分割する



④ 機関砲は作動部を概ね真ん中から切断し2分割する

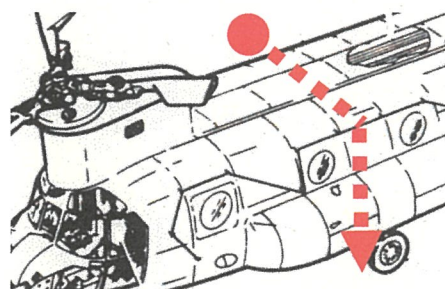


輸送ヘリコプター (CH-47J) 機体解体要領



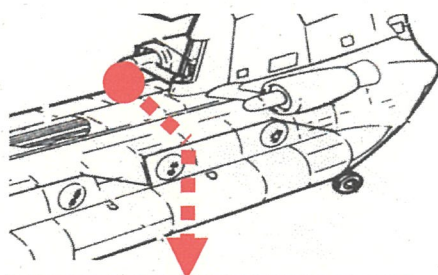
①

Aを始点に前方パイロンを
1.2m以上破壊



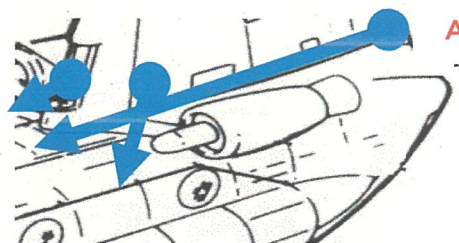
②

胴体を切断 (分割)



③

胴体を切断 (分割)

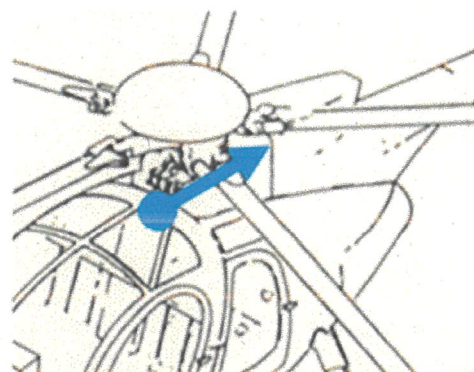
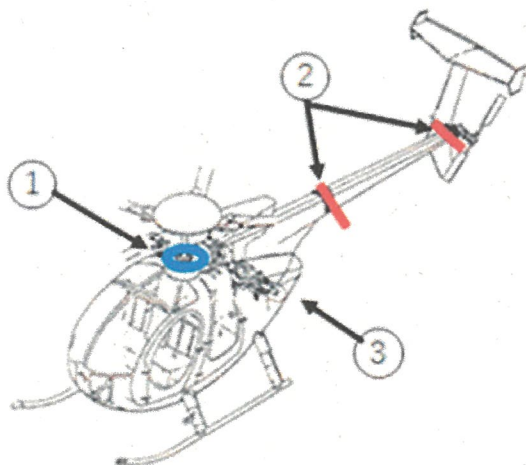


④及び⑤

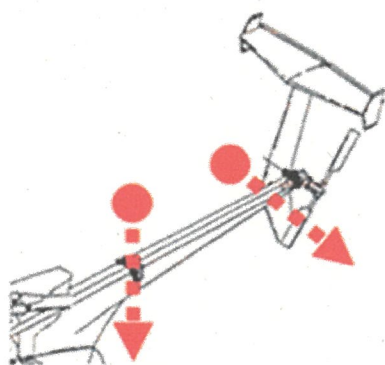
左右エンジン・サポート部を
1m以上破壊し、Aを始点に
後方パイロン部を1.2m以上破壊

示された位置で機体を切断または破壊し、売却物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また抽出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

小型観測ヘリコプター（OH-6D）機体解体要領



① 回転翼（ローター）の根本から尾部に向けて1m以上破壊する



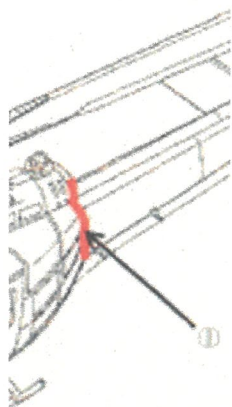
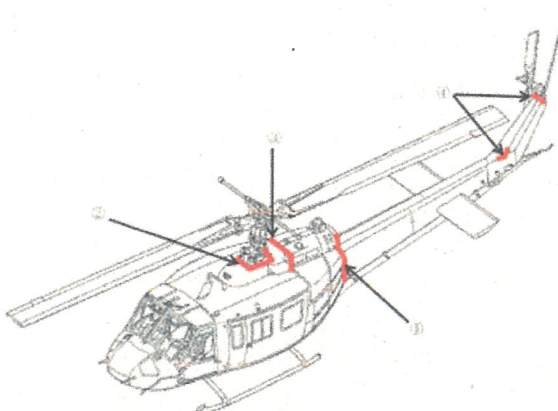
② 尾部を胴体付け根近傍及び垂直尾翼近傍を切断する



③ エンジン搭載部のマウント及び回転軸を破壊し燃焼室を点火プラグ近傍から破壊する。

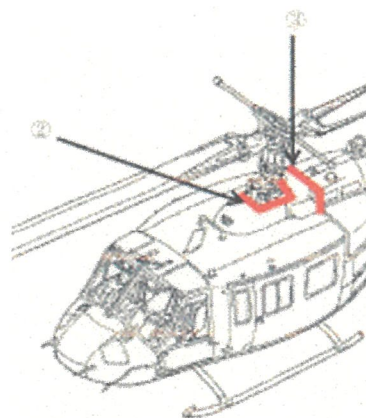
示された位置を切断し、売却物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また拔出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

多用途ヘリコプター（UH-1J）機体解体要領



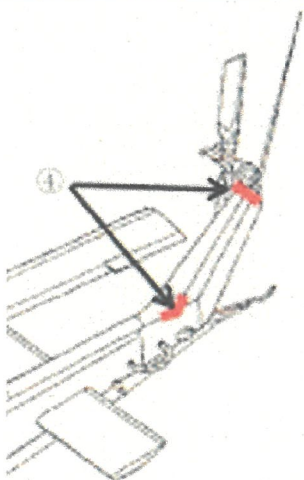
胴体を切断（分割）する

①



回転翼（ローター）の根元部分を破壊する

②③



ギア・ボックス取付部を切断
ギア・ボックスが装着されていた場合は、ギア・ボックスを破壊する

④

示された位置を切断し、売却物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また拔出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

機体解体例



航空器材解体例



売払物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。
また拔出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

作 業 記 録 表				
実 施 月 日	令和 年 月 日 曜日	監 督 官	検 査 官	
契 約 業 者 名				
実 施 場 所				
作 業 員 の 種 類				
作 業 内 容				
作 業 細 部	実 施 時 刻	工 数	実 施 者 名	必 要 事 項 又 は 所 見

注記 1 本表は、作業員自身が原則として毎日作成すること。

注記 2 作業員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を受けるものとする。

注記 3 今後参考となる作業員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。

注記 4 本表の作成は、技術員と直接工員をそれぞれ別葉に作成すること。

注記 用紙の規格は、J I S P 0 1 3 8のA4とする。

令和 年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊

殿

印

契約番号 の解体について、次のとおり解体処置したことをご通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名
- 2 解体装備品等の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 立会者 航空部

印

注記 用紙の規格は、J I S P 0 1 3 8のA4とする。

入札書

金額 ￥

(消費税額を含む)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
鉄屑ほか3品目(対戦車ヘリコプターAH-1Sほか)(解体条件付)		ST	1		
	以下余白				
引渡場所	関東補給処 航空部	引渡期限	令和5年8月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年5月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

⑩

受任者

⑩

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。